



消地協第73号
平成26年4月2日

消費者委員会委員長
河上正二 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

森まさこ



「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」
に対する消費者庁の実施状況の報告

「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成25年8月6日付け
府消委第221号）に対する消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告します。



「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」
に対する消費者庁の実施状況について

(1)国による地方消費者行政の継続的な財政支援に対する最大限の努力

準則に盛り込まれた継続的財政支援の在り方について、現時点では基金の期限については平成 25 年度とされており、それ以降の国による地方消費者行政への財政支援の具体的在り方については、今後の平成 26 年度概算要求の過程で議論されていくことになる。

地方自治体において、消費者行政に関する自主財源や人員の十分な確保が依然困難な状況であり、引き続き消費生活相談員の確保・レベルアップを始めとする消費生活相談体制の充実・強化のための下支えが不可欠である。これに加え、今年度から消費者教育の推進に関する法律（以下、消費者教育推進法）に基づく地域の取組が本格化していくことを踏まえ、引き続き国による財政支援の継続について最大限の努力を払っていく必要がある。

また、当委員会が平成 24 年 7 月にとりまとめた「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」において示した課題として「活性化基金で新設・増設した相談体制維持のための財政支援等」「地方消費者行政に係る国からの財政負担の在り方の検討」「地方消費者行政に係る自主財源・人員確保等に向けた働きかけ」を踏まえ、最も効果的な財政措置の在り方について検討すべきである。

今後の財政支援の重点的な課題として報告書が示した市町村の消費者行政体制整備の課題に沿って、

・小規模市町村の体制底上げ

特に、窓口未設置市町村の解消による「どこに住んでいても消費生活相談が受けられる体制」づくりに引き続き尽力するとともに、これまで基金で構築された消費者行政体制を維持しつつ、その質的向上を図り、専門性を担保していくための財政支援の在り方の検討が必要である。

・地域力の強化による消費者行政体制の強化

本年度から消費者教育推進法に基づく地方の消費者教育推進の取組が本格化することを契機として、地方消費者行政担当部署を中心として教育、福祉担当部局等との庁内連携や地域の高齢者等の見守りを行っている福祉関係団体等との官民連携を重層的に展開していくことは、消費者行政全体の「地域力」強化につながる。

消費者教育・啓発の推進により消費者自身の消費者問題への対応力を高めていくと同時に、このような地域力強化による消費者行政体制の強化は、今後急速な高齢化の進展が見込まれるなか、消費者被害の未然防止や被害の早期発見・対処による被害拡大防止の観点から有効であると考えられ、地域力強化の取組を、国による財政支援の重点項目として位置づけていく必要がある。

また、この観点から地方公共団体の消費者行政担当職員への支援についても、連携のハブとしての役割が果たせるような研修プログラムの整備等を行っていく必要がある。

また、地方消費者行政の自主財源・人員確保に向け、国から地方公共団体の首長等に対する働きかけについても引き続き積極的に取り組むべきである。

① 継続的な財政支援及び効果的な財政措置の在り方の検討について

地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）等の活用により、これまで、消費生活センターや消費生活相談窓口の増加、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の増員等、どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制作りに向け着実な成果を挙げてきた。一方で、小規模地方公共団体を中心に相談体制の実質的な強化に課題が残るほか、地方消費者行政の予算に占める基金の割合は3割程度と、基金への依存度はいまだ高い状況にある。また、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）に基づく地域の取組が本格化しつつあることや、昨今の食品表示等问题など緊急・柔軟に対応すべき課題の発生に対して、基金を通じた機動的な対応が求められている。

このような状況を踏まえ、引き続き国による財政支援を行うため、基金上積みのための地方消費者行政活性化交付金（以下「交付金」という。）につき、平成25年度補正予算において15億円を措置するとともに、基金の活用期間を延長した。また、これまで補正予算中心の措置であり、毎年度の予算措置の見通しが不透明な状況であったことを踏まえ、平成26年度予算において30億円を措置し、当初予算における大幅な増額を実現したことから、地方における計画的・安定的な取組が可能となった。

また、「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」（平成24年7月24日付け消費者委員会）において示された課題を踏まえ、効果的な財政措置の在り方等について検討し、上記の交付金の当初予算化及び基金の活用期間延長（以下「当初予算化及び基金の延長」という。）を措置するとともに、地方公共団体において自主財源化計画を作成することとし、基金の活用期間終了後を見据えた自主財源化に向けた道筋を付けることとした。

さらに、本年1月、基金を通じた当面の政策目標としての「地方消費者行政強化作戦」（以下「強化作戦」という。）を定め、計画的・安定的な取組の中で、質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備を目指すこととしている。

今後とも、基金の活用状況等も踏まえつつ、引き続き、効果的な財政支援の在り方について検討していく。

② 小規模市町村の体制底上げについて

強化作戦は、①相談体制の空白地域解消、②相談体制の質の向上、③適格消費者団体の空白地域解消、の3本柱を政策目標として掲げており、相談窓口未設置市町村の解消等により、「どこに住んでいても質の高い消費生活相談が受けられる体制」作りを目指すこととしている。

また、相談員の配置の促進、相談員の資格保有率及び研修参加率の引き上げ等を通じて相談体制の質の向上を図り、専門性を担保することとしている。

さらに、複数の市町村による事務の共同処理や他の市町村への事務の委託が行われている例があることを踏まえ、関係市町村間の調整の円滑化が図られるよう、市町村間の調整を都道府県の役割として規定し、小規模市町村においても消費生活相談体制が整備される

よう消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」（以下「改正法案」という。）を閣議決定し（平成 26 年 3 月 11 日）、第 186 回通常国会に提出した。

小規模市町村の体制底上げを含め、基金で構築された消費者行政体制の維持・充実のため、引き続き地方の取組を支援していく。

③ 地域力の強化による消費者行政体制の強化について

消費者教育の推進により消費者自身の消費者問題への対応力を高めるとともに、高齢者等の消費者被害の深刻化など消費者問題の実情を踏まえ、地方消費者行政を始め、地域体制の強化を図る必要がある。

このため、消費者教育及び地域力強化の取組を国による財政支援の重点項目として位置付け、平成 26 年度「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」の政策テーマとして、「消費者教育の推進（地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等）」及び「消費者のための安全・安心地域体制の整備」を採用した。今後、地方公共団体と連携して実施した先駆的取組の成果を、全国的に波及・展開していくこととしている。

また、消費者団体等の地域で活躍する多様な主体が交流・連携する場を提供し、各地域今後の活動展開につなげてもらうことを目的とした「地方消費者グループ・フォーラム」を、平成 25 年度も引き続き全国 8 ブロックにおいて実施した。消費者教育推進法の施行及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）を踏まえ、全ブロックにおいて消費者教育関係のテーマを取り上げ、教育関係者を始め多様な主体の参加につなげたほか、北海道、中部及び関東の 3 ブロックにおいて、文部科学省主催の消費者教育フェスタと連携した開催を実現した。

さらに、消費者安全の確保のための見守りネットワークの取組を効果的かつ円滑に行うため、多様な関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を、国及び地方公共団体の機関が任意で設置できるよう、改正法案による改正後の消費者安全法において規定することとしている。

地域力の強化による消費者行政体制の強化の観点から、地方公共団体の消費者行政担当職員等が庁内等連携のハブとしての役割を果たすことが求められる。独立行政法人国民生活センターにおいては、消費者行政担当職員を対象として、消費者行政の推進に必要な知識を習得するための研修を実施した。また、改正法案による改正後の消費者安全法においても、継続的な研修が不可欠であることを明示することとしている。引き続き、消費者行政の現場におけるニーズを把握しながら、消費者行政担当職員の研修内容の一層の充実に努めていく。

④ 自主財源・人員確保に向けた国から地方公共団体の首長等に対する働きかけについて

地方公共団体における予算・人員の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな影響を与えることから、消費者

庁長官が地域に赴く際には、可能な限り地方公共団体の首長等に面会し、地方消費者行政の重要性等について訴えており、また、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」（以下「準則」という。）の特例（地方公共団体独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを毎年度表明した場合には基金等の活用期間を2年延長）の活用を通じた首長への働きかけも積極的に行っているところである。

今後とも、あらゆる機会を通じて、地方公共団体の首長等に対する働きかけに努めていく。

(2) 準則による地方消費者行政の問題解決の効果の検証

また、準則においては、これまで地方消費者行政が抱えてきた問題への対応策として、首長による消費者行政体制維持・強化の表明（消費者行政の重要性に対する認識深化）、消費生活相談員の雇止め抑止、小規模市町村への対応等に対して、財政支援期間の延長・短縮という形で、その対応を促進するための措置が盛り込まれている。

消費者庁においては、今後、この準則による上記で掲げた地方消費者行政の問題解決の効果や地方公共団体における自主財源の確保の状況等を検証し、それを踏まえて、国による財政支援等を安定的に継続していくにあたって、最大限の努力を行うべきである。

準則の特例を踏まえ、多くの地方公共団体において、今年度から、首長による消費者行政体制維持・強化の表明が行われ、消費者行政の重要性に対する首長等の認識深化に貢献しており、また、相談員の雇止めを解消した地方公共団体も現れているところである。地方公共団体における消費者行政予算や相談員の配置、消費者啓発事業等の各事業の実施状況等、地方消費者行政の現況を定点観測するため、毎年度実施している「地方消費者行政の現況調査」や毎年度、各都道府県から提出される基金の事業計画や実績報告、今後提出予定の自主財源化計画等から、今後とも、準則による地方消費者行政の問題解決の効果や自主財源の確保の状況等を把握、分析し、今後の更なる地方消費者行政の充実・強化に向け、引き続き努力していく。